

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第6号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和2年2月12日専決

亀山市長 櫻井 義之

公用車における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和元年12月20日午後3時20分頃、亀山市小下町地内において駐車場に駐車した際、駐車してあった相手方車両の前部に接触し破損させた。

2 相手方住所及び氏名



3 損害賠償の額

165,891円